

変わる滋賀 続く幸せ

-Evolving SHIGA-

みんなで目指す 2030 年の姿

基本理念の実現に向け、みんなで目指す 2030 年の姿を、「人」、「経済」、「社会」、「環境」の 4 つの視点で描きます。これは、自分らしい未来を描くことができる生き方と、その土台として、SDGs の特徴でもある、経済、社会、環境の三側面のバランスの取れた持続可能な滋賀を目指すものです。この実現のためには、行政だけではなく、県民一人ひとり、また、NPO、企業、大学等の多様な主体が共通の思いを持ち、互いに連携しながら取組を進めていく必要があります。

社会 未来を支える 多様な社会基盤

ハードとソフトの両面から、地域の特性に配慮した社会基盤の整備が進み、これまで以上に安全・安心な生活や産業活動を支えています。

環境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

すべての人や企業などが環境に配慮した暮らしや産業活動を行うとともに、多様な主体が環境保全活動に取り組み、地域資源を活用した健全な循環のもと、琵琶湖をはじめ、すべてのいのちの基盤となる環境からの恵みがあふれています。



エヴォルヴィング

※Evolving SHIGA: 外部の環境変化に合わせ、伝統・文化や先人の知恵などを生かしながら、柔軟に発展していく滋賀の姿を「evolving(進化)」という言葉で表現したもの。



自分らしい未来を描ける生き方

年齢、性別、病気・障害の有無などにかかわらず、誰もが生涯を通じ、様々なつながりの中で自分らしくからだも心も健やかな生活を送ることができるようになり、健康寿命が延びています。

また、より自分らしい「柔軟で多様なライフコース」を自由に選択し、生涯現役で活躍することや、何度でも再挑戦することができるようになっています。



経済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業

環境や社会への配慮、ICT、IoT、AI、ロボット技術、データ活用など第4次産業革命への対応、成長市場や成長分野を意識した産業創出・転換、事業展開等が進み、社会的課題の解決に向けた取組が広がるとともに、Society5.0時代における滋賀の成長を支える多様な産業と雇用が創出されています。



「幸せでありたい。」これは、誰にも共通する思いです。

「幸せ」の感じ方は、一人ひとりの価値観により異なります。

また、その価値観は時代によっても変わってきました。

私たちは今、非常に大きな変化に直面しています。

しかもその変化は、世界がこれまで経験したことのないものです。

この未知の変化の中で、私たちがしなやかに変わり続け、

行動することにより、一人ひとりが幸せを感じることができる

滋賀をみんなの力でつくります。

人



自分らしい未来を 描ける生き方

「人生100年時代」と言われる長寿の時代の中、誰もが生涯を通じ、自分らしくからだもこころも健やかな生活を送ることができ、柔軟なライフコースを自由に描くことができるよう、環境の整備を進めます。

県の政策の方向性

- 生涯を通じた健康づくりと健康管理による予防
- 生まれてから人生の最終段階まで切れ目のない適切な医療福祉サービスの提供
- 誰もが居場所や生きがいを持ち、生涯を通じて自分らしく活躍できる社会づくり
- 社会全体で子どもを育む環境の整備
- 子どもがたくましくしなやかに生きる力を身に付けるための教育
- 生涯学び続け、様々な分野で活躍し続けることができる社会づくり



具体的な取組事例

健康寿命日本一／病気予防／地域医療福祉

こころの健康／文化・スポーツ／子育て・教育

リカレント教育／再挑戦／テレワーク

経済



未来を拓く

新たな価値を生み出す産業

世界の経済情勢の変化や技術革新が激しく、就業構造の変化が続く中、グローバルな経営視点や先端技術等により、競争力を有する県内産業の創出と、多様な人材の育成・確保や事業承継を支援します。

県の政策の方向性

- グローバルな経営視点や先端技術等による競争力を有する強い県内産業の創出
- 働き方の多様化と働く場の魅力向上による多様な人材の確保と事業承継の支援
- 生産性の向上や高付加価値化等による力強い農林水産業の確立



水環境ビジネス
(JICA 草の根技術協力事業/ベトナム)



近江牛

具体的な取組事例

IoT / AI / イノベーション / ESG 経営

ダイバーシティ / 高度人材育成 / 事業承継

スマート農業 / オーガニック / 観光・魅力発信

社会

未来を支える 多様な社会基盤

人口減少、高齢化の進展により、地域それぞれの状況が変わっていく中、地域社会を支える基盤として、道路や河川、ICT環境などの社会インフラの整備や、多様な人々の参加による住民が主体となった地域づくりなどを進めます。

県の政策の方向性

- 社会インフラの整備とコンパクトで移動・交流しやすいまちづくり
- 自分たちの身近な暮らしを支える、安全・安心な地域づくり
- 農山漁村の持つ多面的価値の持続可能な継承
- 多様性を認め、互いに支え合う共生社会づくり



棚田

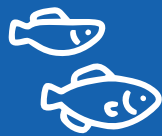
具体的な取組事例

強靱なインフラ／コンパクトなまち／ICT基盤

地域公共交通／地域コミュニティ／農山漁村

安全・安心／自然災害への備え／共生社会

環境



未来につなげる 豊かな自然の恵み

持続可能な社会経済活動が世界の潮流となる中、すべてのいのちの基盤として、琵琶湖や環境の保全再生と活用や、地球規模の環境問題への対応、持続可能な社会づくりを担う人材の育成などを進めます。

県の政策の方向性

- 琵琶湖を取り巻く環境の保全再生と自然の恵みの活用
- 気候変動への対応と環境負荷の低減
- 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着、国際的な協調と協力



森林環境学習「やまのこ」事業
(枝打ちの見学)



ビワマス



うみのこ
(びわ湖フローティングスクール)

具体的な取組事例

琵琶湖の保全再生・活用／地域資源の循環

気候変動への対応／低炭素・脱炭素社会

やまの健康／環境を支える人育て

What's 滋賀県基本構想？

●みんなの力を合わせて、目指す未来をつくります。

この「滋賀県基本構想」は、みんなの力を合わせ滋賀の未来をつくっていくための将来ビジョンです。県は、その実現に向け、一緒に取組を進めます。

●SDGs の特徴を生かします。

この基本構想では、目指す2030年の姿として、自分らしい未来を描くことができる生き方と、その土台として、将来にわたり持続可能な滋賀の姿を描きます。その実現のため、「経済」、「社会」、「環境」のバランスを図る統合的な取組であるSDGsの特徴を生かします。

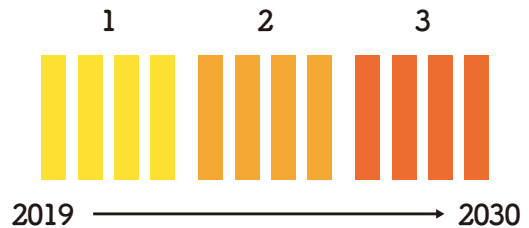
●2030年度までの12年間の計画とします。

私たちはこれから、人口減少、急激な高齢化、第4次産業革命と呼ばれる技術革新、リニア中央新幹線など都市の姿を変え得る高速交通の整備といった大きな社会的変化に直面します。

この基本構想は、これらの大きな変化のその先、2030年度までの12年間(2019年度～2030年度)の計画とします。

滋賀県基本構想実施計画

この基本構想に基づく県の取組を着実に進めるため、計画期間である2030年度までの12年間で4年ごとの3期に分け、その期間の政策を定めた「実施計画」を策定します。



目指す姿の実現に向けて活かすべき滋賀県の特徴

- 全国トップクラスの健康長寿県
- 大学等の知的資源の集積と自ら学ぶ姿勢を持つ県民性
- スポーツや運動に親しむ県民性
- 近江商人「三方よし」の理念
- 自分たちの地域を自分たちで守る住民自治の実践
- 一人ひとりの存在を光とする、共生社会の精神
- 経済圏の結節点に位置し、太平洋側にも日本海側にもアクセス良好な恵まれた地理的条件
- 研究開発拠点の集積による特色あるモノづくり
- 豊かな歴史や文化芸術
- 恵まれた自然環境・生活文化
- 琵琶湖と共生する、環境に配慮した特色ある農林水産業と多彩な食文化
- 様々な価値を有する「国民的資産」琵琶湖
- 森・川・里・湖が繋がった環境
- 世界の湖沼環境保全などへの貢献

「SDGs (エス・ディー・ジーズ)」とは？

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)。

2030年までに、発展途上国だけでなく、先進国も含めた国際社会が取り組むべき17の目標。2015年9月の国連サミットで採択されました。

私たちは、地球を救うことができる最後の世代となるかもしれないと言われています。

持続可能な社会をつくるために、経済成長、社会的包摂(「誰一人取り残さない」)、環境保護という3つの課題を統合的に解決することを求めています。



SHIGA × SDGs



滋賀県基本構想

変わる滋賀 続く幸せ
-Evolving SHIGA-

平成31年(2019年)3月策定

発行者：滋賀県(総合企画部企画調整課)

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話 077(528)3312 / FAX 077(528)4830

E-mail kikaku02@pref.shiga.lg.jp

HP <https://www.pref.shiga.lg.jp/>



滋賀県基本構想





滋賀県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

「しがCO₂ネットゼロ”ムーブメント」

キックオフ宣言

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動およびその影響が全国各地で現れている。昨年は、台風15号や19号など異常気象が相次ぎ、河川氾濫や大規模停電によって住民の生命や財産、そして自然生態系に多大な被害が発生した一年であった。

また、本県では、琵琶湖北湖の一部で全層循環が確認できないという観測史上初めての事態が生じるなど、農林水産業や自然生態系など様々な分野において気候変動の影響と考えられる現象が既に現れてきている。

今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されており、世界は、気候変動という緊急の脅威に直面している。この脅威に対する世界全体での対応を定めた「パリ協定」の目標である世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えるためには、世界の人為的なCO₂の排出量を2050年前後に実質ゼロにする必要がある。

本県は、琵琶湖や周囲の山々など豊かな自然環境に恵まれるとともに、グローバルなサプライチェーンの一翼を担う製造業の集積も進んでいる。また、「石けん運動」などの県民運動が展開されてきた歴史を持ち、全国に先駆けてSDGsを県政に取り込むことを宣言した、SDGs未来都市である。

このような本県だからこそ、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環が実現する社会の構築に向け、今、将来世代のためにも行動を起こさなくてはならないと考える。

よって、本県は、2050年にCO₂排出量を実質ゼロにすることを目指して、県民や事業者等多様な主体と連携して取り組んでいくことをここに宣言する。

令和2年(2020年)1月6日

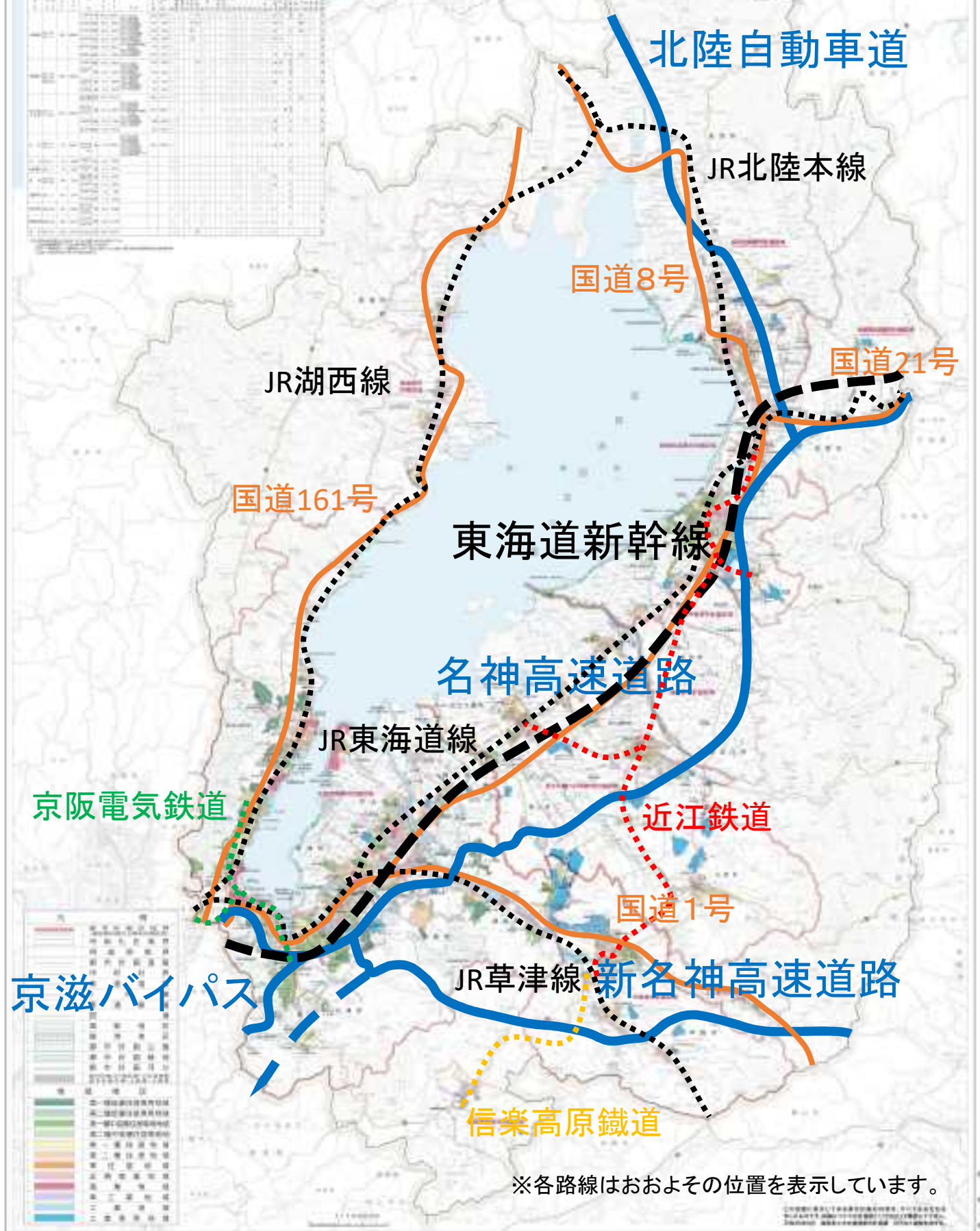
滋賀県知事

湖天造

滋賀県都市計画総括図

敷設計画区域ごとの計画路線の位置、建設年度一覧表(平成25年8月31日現在の)

路線名	建設年度
北陸自動車道	2000
JR北陸本線	1975
国道8号	1975
国道21号	1975
JR湖西線	1975
国道161号	1975
東海道新幹線	1975
名神高速道路	1975
JR東海道線	1975
京阪電気鉄道	1975
京滋バイパス	1975
JR草津線	1975
新名神高速道路	2015
信楽高原鐵道	2015
近江鐵道	2015
国道1号	1975



※各路線はおおよその位置を表示しています。

滋賀県都市計画部 都市計画課 都市計画課長 藤田 隆夫

地方税法上の税率と滋賀県における税率

税目		地方税法上の税率			滋賀県における税率	令和2年度 予算額 (百万円)
		種類	税率	制限税率		
個人 県民税	均等割	標準税率	1,000円 (H26.4.1～R6.3.31: 1,500円)	無	1,800円(※) (H26.4.1～R6.3.31: 2,300円)(※)	54,490
	所得割	標準税率	4%	無	(標準税率のとおり)	
	配当割	一定税率	5%	—	—	1,478
	株式等 譲渡所得割	一定税率	5%	—	—	906
法人 県民税	均等割	標準税率	20,000円～800,000円	無	22,200円～888,000円(※)	4,923
	法人税割	標準税率	1.0%	有 (2.0%)	資本金額が1億円以下の法人で、かつ課税標準となるべき法人税額が年5,000万円以下の法人 1.0%(※) 上記以外の法人 1.8%	
県民税	利子割	一定税率	5%	—	—	483
個人 事業税		標準税率	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5%(あん摩、マッサージ業等: 3%)	有 (1.1倍)	(標準税率のとおり)	1,648

税目		地方税法上の税率			滋賀県における税率	令和2年度 予算額 (百万円)
		種類	税率	制限税率		
法人 事業税		標準税率	外形標準課税対象法人 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 所得割(※) 1.9%~3.6%	有 (1.2倍)	(標準税率のとおり)	44,060
			所得課税法人 所得割(※) 5%~9.6%			
			収入金課税法人 収入割(※) 1.3%			
地方 消費税	譲渡割	一定税率	[標準税率] 22/78 [軽減税率] 176/624	—	—	25,912
	貨物割					
不動産取得税		標準税率	4% (住宅・土地はH18.4.1~H33.3.31:3%)	無	(標準税率のとおり)	3,774
道府県たばこ税		一定税率	旧3級品以外 860円/1,000本 (H30.10.1からH33.10.1まで3段階で引上 げ)	—	—	1,386
			旧3級品 656円/1,000本 (旧3級品の特例税率はH31.10.1に廃止)			
ゴルフ場利用税		標準税率	800円/1人1日	有 (1,200円)	ゴルフ場の等級に応じ て400円~1,200円	978

税目		地方税法上の税率			滋賀県における税率	令和2年度 予算額 (百万円)
		種類	税率	制限税率		
軽油引取税		一定税率	32,100円/1kl (当分の間の措置。本則15,000円 /1kl)	—	—	13,026
自動車税	種別割	標準税率	定額課税	有 (1.5倍)	(標準税率のとおり)(※)	17,893
	環境性能割	一定税率	3% (営業用自動車・軽自動車2%)	—	—	1,501
鉱区税		一定税率	200円/100a～400円/100a	—	—	7
道府県固定資産税		標準税率	1.4%	無	(標準税率のとおり)	0
狩猟税		一定税率	5,500円～16,500円 (狩猟者登録を申請した日前1年以内に、 鳥獣保護管理法の許可を受けて捕獲等 を行った者等については2分の1)	—	—	12

※注1 ベージュ網掛け部分は、標準税率に係る税目を示すもの。

※注2 太線囲み部分は、標準税率に係るもので、滋賀県において超過課税を行っていない税目を示すもの。

※注3 「標準税率」…地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においてはこれによることを要しない税率。

「一定税率」…地方税法上定められた税率で地方団体にそれ以外の税率を定めることを許さない税率。

「制限税率」…標準税率について地方団体が定めることができる税率の範囲を地方税法で定められている税率。

※注4 個人県民税・法人県民税の均等割の※を付した税率は、滋賀県が超過課税分を琵琶湖森林づくり県民税として賦課しているもの。

※注5 法人県民税の法人税割の※を付した税率は、令和5年2月1日以後に終了する事業年度からは、法人税額が年2000万円以下の法人に適用。

※注6 法人事業税の※を付した税率は、特別法人事業税に係る税率を含むもの。

※注7 自動車税種別割については、地方税法上に標準税率の規定がない自動車等について滋賀県において独自の税率を設定。

滋賀県における法定外税等の検討経緯

	滋賀県の動向	備考
平成12年度 (2000年度)	<p>平12.6 「滋賀県税制度研究会」設置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>地方分権の進展に伴って、総合的な地域経営の責任を担っていくためには、自主財源の充実確保、とりわけ県税収入の充実を図ることが求められている。このため本県における税制度のあり方について幅広い観点から研究を行うことを目的として設置。</p> </div>	<p>平12.4 地方分権改革一括法施行 → 法定外税制度の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法定外普通税 許可制→同意制 ○ 法定外目的税 新設(同意制) <p>平12.4 東京都「銀行外形課税」施行 平13.3 横浜市「勝馬投票券発売税」不同意</p>
平成13年度 (2001年度)	<p>平14.3 「滋賀県税制度研究会」報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><小型船舶の湖面利用に関する税></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 琵琶湖のプレジャーボート等の小型船舶により環境保全等が問題。 ・ このため、小型船舶利用に係る施設整備・利用ルールの整備等が必要。 ・ これらに要する経費の財源として、小型船舶利用者を納税義務者とする法定外目的税の導入を検討すべき。 <p><琵琶湖の水源涵養に関する税></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 琵琶湖の水量を継続的・安定的に確保し、県内・下流府県の住民生活等に必要の用水を確保することが必要。 ・ 水量の確保のための手法を含め、<u>法定外税の導入可能性について、課税客体等多くの課題を引き続き検討すべき。</u> <p><バリアフリー化に関する税></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢社会が進展する中、住みよい街づくりを進め、安全かつ快適な生活環境の整備を促進することが必要。 ・ 受益と負担の関係、公平の原則に反する恐れがあり、<u>法定外税としてはなじまない。</u> </div>	<p>平13.7 横浜市「勝馬投票券発売税」 国地方係争処理委員会勧告 平13.8 神奈川県「臨時特例企業税」施行</p>
平成14年度 (2002年度)	<p>平14.7 「滋賀にふさわしい新税創設懇話会」設置 平14.10 「滋賀にふさわしい新税創設懇話会」報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><小型船舶の湖面利用に関する税></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 琵琶湖におけるレジャー利用に伴う環境負荷の軽減を図るため、小型船舶レジャー関係経費の財源として法定外目的税を創設することは、琵琶湖の環境保全に資するものとして意義があるので創設すべき。 ・ 今後の課題として、小型船舶のレジャー利用区域の限定等レジャー利用の規制の充実等を前提とした上で、レジャー利用の抑制をより積極的に誘導する税制度を研究することが必要。 <p><産業廃棄物税></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」方の経済社会活動を改め、天然資源の消費を抑制し、環境負荷が軽減された循環型社会の構築を進めることが重要。 ・ その一環として、資源循環型社会の構築に向けて税を創設することにより、産業廃棄物の発生抑制や資源化等を図ることが望ましい。 </div> <p>平15.3 「滋賀県産業廃棄物税条例」制定・公布 ←</p>	

	滋賀県の動向	備考
平成15年度 (2003年度)		平15.4 法人事業税に外形標準課税導入 平15.10 東京都「銀行外形課税」訴訟和解 平16.3 横浜市「勝馬投票券発売税」条例廃止
平成16年度 (2004年度)	平16.4 滋賀県「産業廃棄物税」施行 平16.4 「森林づくりの費用負担を考える懇話会」設置 平16.9 「湖面利用税」県議会一般質問に対する答弁 「利用者からの自己申告を柱とする制度設計を組み立ててきたところであるが、広大な琵琶湖における納税者の特定や徴税コスト等を考慮すると、租税原則に照らして、この枠組みでの導入は困難」 平16.12 「森林づくりの費用負担を考える懇話会」提言 滋賀にふさわしい環境重視と県民共同で取り組む森林づくりは、これまでの林業政策の体系に含まれない新たな視点に立った施策であり、その事業効果は広く県民全体に及び公益性が高い施策であることから、所要経費は森林から多くの利益を享受している県民全体に新たな負担を求めることが妥当。	
平成17年度 (2005年度)	平17.7 「琵琶湖森林づくり県民税条例」制定・公布 ←	
平成18年度 (2006年度)	平18.4 滋賀県「琵琶湖森林づくり県民税」施行 平18.7 嘉田前知事マニフェスト「琵琶湖レジャー利用税による税収のアップ」	
平成19年度 (2007年度)	平19.9 「琵琶湖レジャー利用税」県議会一般質問に対する答弁 「プレジャーボートが琵琶湖のどこからでも発着できるという問題があり、課税客体の把握が困難という税制度の根幹に関わる課題があり、解決には法的・物的な種々の環境整備が必要となり相当の期間を要するものと考え、現状では税方式で負担を求めていくことは技術的にも難しい状況」	平19.4 「三位一体改革」税源移譲施行
平成20年度 (2008年度)	平20.3 滋賀県「産業廃棄物税」5年後見直し実施・継続	
平成21年度 (2009年度)		
平成22年度 (2010年度)		

	滋賀県の動向	備考
平成23年度 (2011年度)		
平成24年度 (2012年度)		平25.3 神奈川県「臨時特例企業税」訴訟敗訴
平成25年度 (2013年度)	平26.3 滋賀県「産業廃棄物税」5年後見直し実施・継続 (次期見直し:平成30年度)	
平成26年度 (2014年度)		平26.4 消費税税率アップ(5%→8%)
平成27年度 (2015年度)	平27.6 「中小企業不均一課税」5年度見直し実施・継続(昭和51年から実施) (次期見直し:平成32年度)	平27.4 地方消費税清算基準見直し (統計75%・人口15%・従業者数10%)
平成28年度 (2016年度)	平28.9 滋賀県「琵琶湖森林づくり県民税」5年後見直し実施・継続 (次期見直し:平成32年度)	
平成29年度 (2017年度)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> H29以降、「琵琶湖保全再生計画」に基づき「琵琶湖保全再生に向けた活用のあり方」を策定。琵琶湖の活用に係る適切な負担のあり方を検討。その中で、プレジャーボート適合証制度導入(H23.10月～)によりプレジャーボート所有者の把握が一定程度可能となったことから、当該所有者への課税を検討。(所有者と利用者が異なる点などの課題があり慎重な検討が必要。) </div>	平29.4 地方消費税清算基準見直し (統計75%・人口17.5%・従業者数7.5%)
平成30年度 (2018年度)		平30.4 地方消費税清算基準見直し (統計50%・人口50%)
令和元年度 (2019年度)		平31.4 森林環境譲与税導入 令1.10 消費税税率アップ(8%→10%)
令和2年度 (2020年度)	令2.3 「中小企業不均一課税」5年度見直し実施・継続 令2.12 滋賀県「琵琶湖森林づくり県民税」4年後見直し【予定】	現在
令和6年度 (2024年度)		令6.4 森林環境税導入